

実績評価書

(厚生労働省27(Ⅱ-5-1))

施策目標名	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること(施策目標Ⅱ-5-1)															
施策の概要	理容、美容、クリーニングをはじめとした生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等、並びに多数の者が使用・利用する建築物の衛生的環境の確保等により、公衆衛生の向上、増進を図り、もって利用者又は消費者の利益の擁護に資し、国民生活の安定に寄与することを目的とする。															
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	<p>○国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業(理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場業、興行場営業、飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、氷雪販売業)について、衛生水準の確保及び振興等を図ることにより、公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与する。 (生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号))</p> <p>○多数の者が使用・利用する建築物の衛生環境の改善及び向上を図ることにより、公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与する。 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号))</p>															
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求額									
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,416,395	2,533,558	2,907,715	3,238,393	3,553,844	4,296,610								
	補正予算(b)	314,000	766,000	303,000	28,000	0										
	繰越し等(c)	0	0	0	0	0										
	合計(a+b+c)	2,730,395	3,299,558	3,210,715	3,266,393	3,553,844	4,296,610									
	執行額(千円、d)	2,703,111	3,120,027	2,828,750	3,243,849											
関連税制	本施策に関連し、平成28年度までの間、「生活衛生同業組合等が設置する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度」を設けている。															
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)												
	-	-		-												
測定指標	指標1 振興計画の業種別認定率 (健康局生活衛生課調べ)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
		振興計画とは、生活衛生同業組合(業種ごと・都道府県ごとに営業者が組織する組合)が作成する、組合員たる営業者の営業の振興を図るために必要な事業の計画のことである。衛生水準の維持向上のためには、生活衛生関係営業の振興が重要であり、計画未作成組合を解消できるよう、振興計画の業種別認定率を前年度以上とすることを目標値とした。														
		基準値	実績値					目標値	主要な指標							
		26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	毎年度	○							
		別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	前年度以上								
		年度ごとの目標値	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	△							
	指標2 日本政策金融公庫貸付件数 (生活衛生資金貸付) (日本政策金融公庫調べ)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
		日本政策金融公庫が生活衛生関係営業者に対して行う衛生水準の維持向上等を目的とした低利融資は、中小零細の生活衛生関係営業者にとって重要な支援措置であり、難しい経済状況下ではあるものの、貸付件数を前年度以上とすることを目標値とした。														
		基準値	実績値					目標値	○							
		26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	毎年度								
		9,444件	10,118件	9,509件	9,301件	9,444件	11,755件	前年度以上								
	指標3 建築物環境衛生管理基準への不適合率 (衛生行政報告例による)	年度ごとの目標値	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	-							
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
		建築技術の進歩等に対応して、国民の生活環境に占める建築物の室内環境の重要性が高まっていることから、興業場、百貨店等多数の者が使用・利用する、3,000平方メートル以上の規模を有する建築物(特定建築物)の維持管理について、管理基準に適合していない特定建築物を減少させることを目標値とした。														
		基準値	実績値					目標値	主要な指標							
		26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	毎年度	-							
		別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	前年度以下								
		年度ごとの目標値	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下								

※23年度は第2期基本計画期間、24年度から27年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分) ③	
	総合判定	(判定結果) B (判定理由) 生活衛生営業の衛生水準の確保等のため、国において5年毎に振興指針の見直しを行う中、各組合においては、振興指針に基づく振興計画を策定し、計画に沿って事業を実施している。振興計画を策定し認定された組合数は、9割程度と高水準で推移しており、衛生水準の確保、振興等が図られている。 また、日本政策金融公庫の貸付件数は増加しており、貸付目的は、設備資金を中心であることから、生活関係営業者の衛生水準の維持向上が図られていることが推測される。建築物環境衛生管理基準に係る不適合率については、ほぼ横ばいで推移しているものの、都道府県等において個々の特定建築物に対し維持管理の指導等を行い、建築物環境衛生の維持管理等の浸透を図っており、施策目標の達成に努めている。
	施策の分析	(有効性の評価) 生活衛生の向上及び増進を図るため、生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興は必要不可欠と考えており、振興計画の業種別認定率については、ほぼ横ばいで推移しているものの、日本政策金融公庫の貸付件数については着実に件数を増やしており、生活衛生関係営業者においては公庫からの借り入れにより、当該計画に基づいた営業施設の改善等により経営の近代化及び合理化が図られていると考えられ、生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等について一定の措置が図られている。 また、建築物環境衛生管理基準は、規制基準に見られるような最低基準ではなく、より望ましいレベルで衛生的な維持管理をするよう指導するという衛生指導的性格を有しており、不適合率を把握し適切な助言等を行うことで、都道府県等が行う維持管理に係る行政指導に資することができるため、高いレベルでの衛生的維持管理の推進が図られている。
	次期目標等への反映の方向性	(効率性の評価) 生活衛生関係営業の衛生水準の確保等に係る予算等について、「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」を設置し、予算・補助事業の状況等を検証いただいたほか、「生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会」の導入を通じたPDCAサイクルによる事業検証を実施している。 生活衛生関係営業を取り巻く環境の課題として、未加入組合員の組合加入促進、後継者の確保・育成、経営の安定化や生産性の向上、少子・高齢化や消費者保護、訪日外国人観光客の増加、障害者差別解消法への対応、受動喫煙防止対策の推進やまつ毛エクステンションやクリーニングの新たな表示制度、多様化するニーズなど、多様化する課題に対応する必要があり、これらに対応する事業内容について、審査・評価いただくことで、先進的モデル事業を選定し好事例を展開するなど効率的、効果的な事業実施を行っている。 (現状分析) 生活衛生関係営業は、その施設数が平成26年度末現在で約112万施設に上っており、我が国の経済において大きな位置を占める産業であるとともに、国民の日常生活に密接に関係し、その多くが中小零細企業であることから、衛生規制を遵守する上では、経営の安定化を進めるだけでなく、振興計画の策定及び計画の着実な実施や衛生管理等の理解促進が重要な要素となっている。また、建築物の大規模化が進む中、建築物衛生法で対象とする特定建築物も増加傾向にある。 このため、本施策により公衆衛生の向上、推進を図っていくことは引き続き重要な課題である。

学識経験を有する者の知見の活用	厚生労働省政策評価に関する有識者会議医療・衛生WG(平成28年7月19日開催)で議論いただいたところ、生活衛生関係営業者の多くが零細企業であり、経営が安定しないと衛生水準を守れないことはその通りかもしれないが、経営上安定したから守っているという十分条件を満たしているわけでは必ずしもないと思うので、もう少しわかりやすく記載いただきたい。との意見があり、現状分析の記載について修正を行った。
参考・関連資料等	関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2015/h26_2-5-1_saisyu.html 衛生行政報告例(指標3関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/36-19.html 租税特別措置に関する政策評価書 URL: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/kekaku-kekka.html 厚生労働省政策評価に関する有識者会議 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-seisakuhyouka.html?tid=129244 厚生労働省の政策体系等政策評価基礎資料 URL: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/kekaku-kekka.html

担当部局名	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部	作成責任者名	生活衛生課長 榎原 肇	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	--------------------	--------	----------------	----------	---------

別紙

指標1：振興計画の業種別認定率(単位:%)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
理容業	100	100	100	100	100
美容業	100	100	100	100	100
興行場業	57.8	64.4	64.4	64.4	64.4
クリーニング業	100	100	100	100	100
公衆浴場業	52.4	51.2	51.2	56.1	57.1
旅館業	100	100	100	100	100
旅館業(簡易宿所)	50.0	50.0	50	75	75
食肉販売業	97.7	97.8	97.8	97.8	93.5
食鳥肉販売業	100	100	94.1	94.1	94.1
氷雪販売業	30.8	30.8	30.8	46.2	38.5
飲食店営業(すし店)	95.3	95.3	95.3	95.3	95.3
飲食店営業(めん類)	100	100	100	100	100
飲食店営業(中華料理業)	95.2	90.5	100	100	100
飲食店営業(社交業)	100.0	92.1	97.4	97.4	100
飲食店営業(料理業)	93.3	86.7	90	93.3	93.3
喫茶店営業	96.6	96.4	96.4	96.4	96.4
飲食店営業(一般飲食業)	100	97.2	97.2	100	100
全業種平均	90.1	89.3	90.0	91.3	91.0

指標3：建築物環境衛生管理基準への不適合率(単位:%)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
浮遊粉じんの量	2.1	2.4	2.3	2.3	集計中
一酸化炭素含有率	0.5	0.5	0.4	0.6	集計中
二酸化炭素含有率	20.6	23.2	22.8	24.6	集計中
温度	27.4	32.1	31.9	32.0	集計中
相対湿度	50.3	54.1	52.3	56.5	集計中
気流	1.6	2.3	2.4	2.5	集計中
ホルムアルデヒドの量	2.2	1.2	1.6	1.6	集計中
水質基準	0.6	0.6	0.6	0.7	集計中
残留塩素含有率	2.2	2.7	2.0	1.9	集計中